【解答・解説】

正解：3)

1）は誤りで、信託報酬は運用会社・販売会社・信託銀行の三者に配分される費用です。

2）は誤りで、販売手数料は一時的に購入者が直接支払う費用であり、信託報酬には含まれません。また、信託財産留保額は発生しても信託報酬とは無関係です。

3）は適切で、信託報酬（運用管理費用）は、投資信託の運用期間中に日々発生する費用で、運用会社（委託会社)、販売会社、信託銀行（受託者）にそれぞれ一定割合ずつ配分されます。これらの費用は、信託財産から差し引かれる形で基準価額に反映されるため、受益者は間接的に負担することになります。

4）は誤りで、信託財産留保額は解約時にファンド内部に留保されるもので、販売会社の利益にはなりません。また、設定のないファンドもあります。